

令和元年度第1回
東京都私立学校助成審議会

令和元年5月21日（火）
都庁第一本庁舎42階北 特別会議室A

午後 3 時30分開会

○荒井会長 それでは、時間になりましたので、ただいまから令和元年度第1回「東京都私立学校助成審議会」を開会いたします。

本審議会の会長を務めさせていただきます荒井でございます。

東京都の私立学校は、東京の公教育において大きな役割を担っております。これは昨年度も申し上げたことですが、日本国憲法第26条で規定されている教育を受ける権利、これは最高裁判例を踏まえて言いかえれば、「子どもの学習をする権利」を国公立の学校とともに実現していく役割を担っています。

本審議会は、このように公教育の一翼を担っている私立学校に対して、その自主性を重んじながら、補助金配分の基本方針や私立学校の振興と助成に関する重要事項について審議するものであり、その役割は極めて重要であると認識をしております。

皆様方の御協力を得まして、審議を進めてまいりたいと存じますので、どうぞよろしくお願いたします。

開会に当たりまして、傍聴人の皆様一言申し上げます。傍聴に当たりましては「東京都私立学校助成審議会の公開に関する要綱」の定めるところに従い、議事の進行を妨げることのないようお願いいたします。

なお、当審議会は原則公開とし、議事録は都のホームページに掲載し公表させていただきますことを御了承願います。

それでは、まず最初に、配付資料の確認について、事務局よりお願いします。

○私学振興課長 私学振興課長の吉原でございます。

それでは、お手元の資料を確認させていただきます。

座席表のほかに7点ございます。

まず、審議会の次第。

次に諮問文の写し。

審議事項の参考資料「学校種別配分方法」。

報告事項資料1「平成30年度私立学校助成予算の執行状況」。

報告事項資料2「令和元年度私立学校助成予算一覧」。

参考資料1「東京都私立学校助成審議会条例ほか関係資料」。

最後に、参考資料2は本審議会委員の皆様の名簿でございます。

以上、7点の御確認をお願いいたします。

○荒井会長 次に、当審議会の開会要件であります定足数について、事務局より報告願います。

○私学部長 私学部長の濱田でございます。定足数について、御報告申し上げます。

本日は、15名の委員のうち、現時点で14名の委員が出席しておられます。東京都私立学校助成審議会条例第7条第1項に定められております定足数に達しておりますので、本日の審議会は有効に成立していることを御報告いたします。

○荒井会長 ありがとうございます。

次に、当審議会の委員に変更がございますので、事務局から御紹介をいただきたいと思えます。

また、あわせて、都側の出席者も紹介願います。

○私学部長 それでは、委員の変更について御報告申し上げます。

平成30年10月31日付で都議会議員の伊藤ゆう委員、斉藤れいな委員が退任されました。

新たな委員を御紹介させていただきます。

東京都議会議員のあかねがくぼかよ子委員でございます。

山田ひろし委員でございます。

続きまして、現委員の御紹介を申し上げさせていただきます。

会長で、首都大学東京人文社会学部教授の荒井文昭委員でございます。

会長代理で、学校法人八雲学園理事長の近藤彰郎委員でございます。

都議会議員の加藤雅之委員でございます。

都議会議員の川松真一郎委員でございます。

都議会議員の里吉ゆみ委員でございます。

ジャーナリストの岩田三代委員でございます。

東京学芸大学総合教育科学系教授の岩立京子委員でございます。

朝日新聞社編集委員の氏岡真弓委員でございます。

弁護士の宮川倫子委員でございます。

学校法人富士見丘学園理事長の吉田晋委員でございます。

昭和女子大学大学院文学研究科特任教授の小泉清裕委員でございます。

学校法人慈光学園理事長の五島満委員でございます。

なお、工学院大学附属中学高等学校校長の平方邦行委員は、都合により遅れて出席する予定でございます。

続きまして、都側の出席者を紹介させていただきます。

浜生活文化局長でございます。

吉原私学振興課長でございます。

野口私学行政課長でございます。

上坂企画担当課長でございます。

吉田私学振興課課長代理でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○荒井会長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

ここで、浜生活文化局長から御挨拶がございます。

○局長 改めまして、生活文化局長の浜でございます。東京都私立学校助成審議会の開催に際しまして、一言御挨拶を申し上げます。

荒井会長を初め、委員の皆様方には大変お忙しい中、また、本日大変お足元の悪い中、お時間を頂戴いたしまして、まことにありがとうございます。

また、日ごろより東京都の私学行政に格別の御理解と御協力を賜りまして、改めて御礼を申し上げます。

さて、東京都は、2020年に向けた実行プランが目指す「セーフシティ」「ダイバーシティ」「スマートシティ」の3つのシティの実現をより確かなものとするため、「重点政策方針2018」に掲げました「人」と「人」とのつながりに焦点を当てた戦略等を踏まえまして、実行プランの政策強化を行いました。

これに基づきまして、令和元年度におけます私学助成予算につきましても、次代を担う人材育成を着実に進めるため、総額で対前年度約50億円増の1,888億円を計上したところでございます。

具体的には、学校に対する基幹的補助でございます経常費補助を確保いたしますとともに、私立高等学校等に在学する生徒の保護者の経済的負担を軽減するための特別奨学金や、本年10月から始まります幼児教育の無償化に向けまして、都が独自に負担する園児保護者負担軽減事業費補助など、必要な予算を措置いたしました。

今後とも引き続き、私立学校振興施策の充実に努めてまいります。

本日は、私立学校の振興施策の基幹となります令和元年度の経常費補助金の配分方針につきまして御審議をいただき、答申を賜りたいと存じます。

皆様方には、ぜひとも活発な御議論をいただきまして、答申をいただけますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○荒井会長 ありがとうございました。

それでは、これより審議事項に移らせていただきます。

「令和元年度私立学校経常費補助金の配分方針について」を議題といたします。

当審議会に対しまして、令和元年5月7日付で知事から諮問がございました。

諮問文の写しについては、本日机上に配付しております。本題につきまして、事務局からまず説明をお願いいたします。

○私学振興課長 それでは諮問内容を説明させていただきます。

恐れ入りますが、着席して説明させていただきます。

お手元の諮問文の別紙「令和元年度私立学校経常費補助金の配分方針」を御覧いただければと思います。右上に別紙と書かれているものでございます。

まず、1の目的では、私立学校経常費補助金は、教育条件の維持・向上、児童生徒等の就学上の経済的負担の軽減、更に私立学校の経営の健全性を高めることをもって、私立学校の健全な発達に資することを目的としております。

次に、2の配分の考え方では、1の目的を達成するため、配分の基準や評価の項目において、様々な要素を組み入れ、補助効果を最大にするように努めております。

下に概観図をお示ししてございますが、御覧のように、補助金は一般補助と特別補助の2つに分けて算定し、その合計額が各学校の補助額となります。

まず、一般補助でございますが、これは各学校に共通した学校運営費を対象にしたもので、高等学校・中学校・小学校・幼稚園の学校種ごとに、学校割、学級割、教職員割及び生徒割の4つの区分の補助単価を設定し、各学校の規模に応じて補助額を算定し交付するものでございます。

ただし、その際、各学校に一律に交付するのではなく、先の補助目的を十分勘案して、幾つかの評価項目を設け、その達成度に応じた評価を加味して配分することとしております。そのために評価係数を設けておりますが、これにつきましては、後ほど説明いたします。

次に、特別補助についてですが、特定の施策を実施するための配分でございますが、各学

校の取組の実績に応じて交付いたします。1 ページ下段の表に記載のとおり、高等学校・中学校・小学校で7項目、幼稚園も7項目の事項について、実績に即して配分していくこととしております。なお、下線部分については今回変更する部分でございまして、後ほど、詳しく説明いたします。

それでは、経常費補助の具体的な配分方法につきまして、学校種ごとに説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、また別の資料で、右上に「審議事項 参考資料」とあります、学校種別配分方法の資料を御覧いただければと思います。

まず、1の私立高等学校経常費補助でございます。

(1)の一般補助ですが、アの補助単価は、(ア)の学校割単価、(イ)の学級割単価及び生徒割単価につきましては、学校規模や学科の内容によって、御覧のように単価の補正を行うこととしております。また、(ウ)の教職員割単価につきましては、記載のような単価設定となっております。

次にイの基礎数値につきましては、御覧のとおりとなっております。

ウの評価係数ですが、先ほど触れましたように、補助金が単に基礎数値だけをもとに配分されるのではなく、一定の評価基準を設けて、是正すべきはマイナス評価を行い、より目的に沿った張りのある補助金の配分にしていこうとするものです。具体的には、2ページの表のとおりとなっております。

続きまして、2ページの下、(2)の特別補助でございます。

これは冒頭に触れましたように、単に機械的に補助金を基礎数値に基づいて配分するだけでなく、各学校における取組を促したい事項について、プラスの配分を行うものであります。

アの「授業料減免制度」から次の3ページのキの「体験学習等特色ある教育の取組補助」まで、対象項目は全部で7項目となっております。

(3)には経常費補助の対象経費を記載してございます。

更に次の4ページ(4)でございますが、特に「使途指定」といたしまして、補助金交付額の15%以上を教育研究経費支出及び設備関係支出に充てることとしております。これは、補助金が、補助目的本来の趣旨に基づいて使われることを目的とするものでございます。

続きまして、2の私立中学校及び私立小学校経常費補助についてでございます。

基本的に、配分方法については、高等学校と同様の仕組みでございますが、学校割単価の

規模の区分については若干異なっておりまして、(1)の表のとおりとなっております。

また、特別補助につきましては、高校にあるもの全てが適用されるのではなく、(2)に記載のとおりとなっております。

続きまして、3の私立幼稚園経常費補助についてでございます。

こちら、基本的な配分方法は、高等学校とほぼ同様の仕組みとなっておりますが、次の5ページの評価係数の配点に若干の違いがございます。

また、6ページ(2)の特別補助では、アの「地域教育事業」、ウの「3才児就園促進」エの「満3才児受入れ」、オの「ティーム保育推進」、キの「保育体験の受入れ」の各補助が、高等学校・中学校・小学校と異なる点でございます。

以上が配分方法の全体像でございます。

次に、今回お諮りする変更点につきまして、具体的に御説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、また先ほどの諮問文のほうの資料に戻っていただきまして、2ページ目の3「配分における令和元年度の変更点」を御覧いただければと思います。

今回お諮りする変更点は、特別補助に関する項目1点となっております。

具体的には、幼稚園を対象とする「地域教育事業補助」の拡充でございます。

本補助は、育児相談会や講演会の開催等により、幼児教育に関する知識・方法を年間を通じて無料で地域住民のために提供している幼稚園に対して支援を行うものでございまして、平成7年度から実施しているものでございます。

現在は補助単価を1園につき50万円としておりますが、今年度からこの要件を拡充し、単価を1事業につき30万円とし、最大3事業まで申請を可能とすることで、より多くの幼稚園において多様な地域教育事業が提供されるよう、取組の促進を図ってまいります。

諮問内容については以上でございます。

○荒井会長 以上で、配分方針についての説明が終わりました。御意見、御質問などがございましたら、御発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○荒井会長 それでは、答申の取りまとめに入らせていただきます。諮問のとおり、配分して差し支えない旨を答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○荒井会長 それでは「知事の諮問のとおり配分することが適当である」と答申することといたします。

事務局には答申書の作成をお願いしたいと思います。

答申書につきましては、報告事項の質疑終了後にお渡しすることとさせていただきます。

続きまして、報告事項である「平成30年度私立学校助成予算の執行状況について」及び「令和元年度私立学校助成予算について」を一括して事務局より報告していただきたいと思っております。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○私学振興課長 それでは、報告事項について説明をさせていただきます。

まず、報告事項アでございます。

お手元の資料の右上に「報告事項 資料1」とあります「平成30年度私立学校助成予算の執行状況」を御覧いただければと思います。

平成30年度に執行いたしました私立学校助成事業につきまして、おおむねその性格ごとに、「経常費補助」「保護者負担軽減」「団体補助等」という3つの区分で、3ページにわたって記載してございます。

表頭にありますとおり、それぞれ議決予算額、使途変更額、予算現額、執行額、残額、執行率の順に数値を記載してございます。

なお、執行額につきましては4月30日時点の集計数字で、決算値として確定した数字ではないことを御了承願います。

まず、1ページの上段に記載の「経常費補助」について、説明をいたします。

「経常費補助」は、私学助成全体の3分の2を占める基幹的補助でございます。

1から6までの小計欄にありますように、議決予算額は、1,179億余円、執行率は99.7%となっております。

なお、予算執行に当たり、経常費補助の中で学校種ごとの状況を踏まえ、使途変更を行っております。

具体的には、中学校及び小学校において、授業料・納付金などの評価項目で評価減が出たことにより、執行残が見込まれた一方、高等学校では、生徒数等が予算積算時よりも増加したこと、幼稚園は「子ども・子育て支援新制度」に移行した園が予算積算時よりも少なくなり、結果として経常費の対象となる園が増加したことに対応するため、中学校及び小学校か

ら使途変更を行っております。

続きまして、1 ページ下段の「保護者負担軽減」でございますけれども、7 から17までの11項目ございます。

合計額ですが、一番下の小計欄のとおり、予算現額396億7,700万余円、執行率は87.5%となっております。

残額が発生しております主な事業ですが、7の「私立高等学校等就学支援金」で18億2,700万余円、10の「私立高等学校等特別奨学金補助」で19億1,000万余円となっております。いずれも、対象となる生徒数が予算積算時の見込みより少なかったこと等によるものでございます。

続きまして、2 ページは「団体補助等」でございます。

こちらには、先の「経常費補助」及び「保護者負担軽減」関係以外の補助を一覧にしてございますが、18から次のページの44まで27項目ございます。

合計額については、3 ページの下から2 段目の小計欄にありますとおり、予算現額261億9,000万余円に対し、執行率は74.9%となっております。

66億円ほどの残額が生じておりますが、主なものといたしまして、また2 ページに戻っていただきまして、中ほどの25番の「私立学校安全対策促進事業費補助」でございます。

これは、校舎等の耐震補強工事経費などの一部を補助するものですが、予算積算時の見込みより申請された建物の棟数が少なかったこと、各学校で行った耐震改築工事の1棟当たりの規模が見込みと比べて少なかったことなどにより、48億600万余円の残額が生じたものでございます。

また、33の「私立学校教員海外派遣研修事業費補助」ですが、教員を海外研修に派遣する私立学校に対し、その経費の一部を補助しているものです。平成30年度より対象教科を5教科に拡充し、事業周知に努めてきたところでございますが、結果として予算積算時よりも実績人数が少なかったことから、8,900万余円の残額が生じております。

次に、3 ページ上段、35の「認定こども園整備費等補助」ですけれども、これは区市町村が私立の認定こども園に対して行う事業について、その経費の一部を補助しているものです。具体的な事業としては、認定こども園の施設整備や認定こども園化のための開設準備経費などですが、予算積算時と比べ、認定こども園化の見送り等により、開設準備経費が活用されなかったほか、整備事業費について1園当たりの補助額が減少したことなどから、5億600

万余円の残額が生じております。

最後に41の「私立高等学校外部検定試験料補助」でございますが、これは私立高等学校が生徒の英語力の向上を目的とした外部検定試験を行う場合、当該試験に係る経費を補助しているものですが、制度利用者は増えたのですが、予算積算上の検定料に比べて、検定料の低い検定試験を選択した学校が多かったことなどから、3億7,100万余円の残額が生じている状況です。

以上、平成30年度の私立学校助成予算につきましては、基幹的補助であります経常費補助を中心に着実な執行に努めました結果、3ページ一番下のところの総計欄にありますとおり、全体では執行率93.6%となっているところでございます。

続きまして、報告事項のイ、「令和元年度私立学校助成予算」について説明をいたします。

右上に「報告事項 資料2」とあります「令和元年度私立学校助成予算一覧」を御覧いただければと思います。

1ページから3ページにかけて、先ほどと同様の区分で一覧にしてございます。額の大きなものや新規事業を中心に説明をさせていただきます。

まず、1ページに記載の「経常費補助」でございます。

1から4までの高等学校・中学校・小学校・幼稚園の経常費補助は、私学助成の柱となる補助であることから、当審議会におきまして、毎年度、その配分方針についてお諮りしているものでございます。

高校・中学・小学校の経常費補助については、公立学校の決算値を基礎に、学校として必要な「標準的運営費」を算出し、その2分の1を補助額として予算を計上しております。

これは、私立学校も、公立学校と同様に都民の公教育を担っておりますことから、公私間で一定のバランスをもって公費負担をしていくべきとの考え方に立っているものでございます。

なお、幼稚園につきましては、標準となるべき公立幼稚園が少ないという実情を踏まえ、学校法人立幼稚園の決算値と公立教員に適用されている給料表をもとに標準的運営費を算出し、同じく、その2分の1を補助額として予算計上しております。

表の上段にありますように、高・中・小・幼稚園の予算額合計は、1,172億600万余円で、前年度比で12億円強、率にして1.1%の増となっております。

続きまして、1ページ下段を御覧ください。「保護者負担軽減」に関する事業でございま

す。

事業内容等につきましては、それぞれ右側の概要欄に記載のとおりでございます。

この中で予算増となりましたのは、まず、10の「私立高等学校等特別奨学金補助」でございます。

本補助は、私立高等学校等に通う生徒の保護者に、所得に応じて授業料の一部を助成するもので、年収目安約760万円未満までの世帯については、国の就学支援金とあわせて都内私立高等学校の平均授業料まで助成いたします。平均授業料に応じて補助単価を引き上げておりました、今年度につきましては158億3,900万余円の予算を計上してございます。

次に、14の「私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助」についてですが、私立幼稚園等に通う園児保護者の負担軽減のため、区市町村が行う負担軽減事業に係る経費の一部を補助するものでございますが、本年10月から始まる幼児教育無償化の実施後は、国の無償化上限額と都内平均保育料との差額を都が独自に負担することとしております。予算額としては41億3,200万余円の予算を計上しております。

続きまして、2ページ、18の「私立幼稚園等子育て支援施設利用給付事業費補助」でございます。今年度からの新規事業でございます。

子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園等に通う園児保護者の負担軽減のため、保護者に対して区市町村が行う負担軽減事業に対し、幼児教育無償化に伴う国の制度改正により新たに都負担が発生することになったもので、51億7,500万余円の予算を計上しております。

保護者負担軽減に関する予算額は、2ページ上段の小計欄にございますように、440億2,600万余円で、前年度比11.0%の増となっております。

続きまして「団体補助等」でございます。

19から3ページの45まで、27の事業がございます。

まず、2ページ、26の「私立学校安全対策促進事業費補助」ですが、私立学校の耐震工事、非構造部材対策工事等の従来補助に加え、平成30年度に補正予算で措置しましたブロック塀等の安全対策に関する予算について引き続き措置をしてございます。これまでの執行状況を踏まえ、耐震工事の所要額について精査した結果、前年度比で減となっておりますが、56億2,900万余円の予算を計上しております。

次に、3ページの37の「私立幼稚園等施設型給付費負担金」でございますが、子ども・子

育て支援新制度に移行した私立幼稚園等に対し、区市町村が支給する施設型給付費の一部を都が負担するものでございます。幼児教育無償化に伴う国の制度改正により新たに必要となる都負担分を計上した結果、51億3,000万余円の予算を計上しております。

次に、38の「私立幼稚園等一時預かり事業費補助」ですが、これは、区市町村から一時預かり事業（幼稚園型）を受託し、預かり保育を行う私立幼稚園に対して都がその経費の一部を補助するものでございます。

平成29年度から、年間を通じて長時間の預かり保育等を行う私立幼稚園を「TOKYO子育て応援幼稚園」と位置づけ、都が独自の補助を行っております。こちらについては9億6,300万余円の予算を計上しております。

以上、団体補助等の区分では、3ページの表の下から2段目、小計欄にありますように、予算額は253億8,500万余円となり、8億2,700万余円の減となっております。

経常費補助、保護者負担軽減及び団体補助等を合計いたしますと、3ページの一番下の合計欄のとおり、私学助成予算の合計は1,887億9,800万余円で、平成30年度予算額と比較して49億8,300万余円、2.7%の増となっております。

以上により、平成30年度の執行状況と令和元年度予算措置の状況についての報告とさせていただきます。

○荒井会長 報告ありがとうございました。

今、平方委員が御到着になり、これで全員がそろったことになります。

それでは、これから、御質問などがございましたら発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

それでは、加藤委員、お願いします。

○加藤委員 教育費の負担軽減の取組について伺いたいと思います。

家庭の経済状況に左右されることなく、誰もが希望する教育を受けることができるようにするために、教育費の負担軽減は重要な施策であると考えております。

そうした中、都では平成29年度から特別奨学金補助制度を拡充し、いわゆる私立高校授業料の実質無償化を実施しております。

そこでまず、実質無償化を実施する前の平成28年度と、実施した後の平成29年度、平成30年度の特別奨学金の支給人数について伺いたいと思います。

○企画担当課長 企画担当課長の上坂と申します。よろしく申し上げます。今の御質問にお

答えいたします。

私立高等学校の特別奨学金の支給人数でございますが、まず、平成28年度に関しましては5万458人、平成29年度は5万4,475人、平成30年度は5万8,046人となっております。

○加藤委員 そうしますと、平成28年度の支給人数と比較しますと、平成29年度では約4,000人、平成30年度では約8,000人も増加しているということでもあります。

次に、平成30年度からは、都認可の通信制高校も新たに補助対象となっております。今、説明のありました支給人数のうち、通信制高校における支給人数について教えていただきたいと思っております。

○企画担当課長 都認可の通信制高校における平成30年度の支給人数ですが、731名となっております。

○加藤委員 この都の制度拡充によりまして、新たに多くの保護者の方々の教育費の負担が軽減されたということで、改めて重要な取組であると高く評価したいと思っております。

一方で、更なる制度拡充を求める声があることも事実で、来年の4月1日からは、全国的に国の制度であります就学支援金制度の拡充も予定されておりました、年収590万円未満が対象ということをお聞きしております。

ただ、どれだけ具体的に財源が来るかということは、まだ明らかになっていないと思えますけれども、この国の動きにあわせて都の制度の更なる拡充を検討していただきたいということを要望したいと思っております。

今の760万円未満というところを、ぜひ910万円未満のところを持っていていただきたいと思えますし、ポイントとして、引き上げたとしても経常費補助は減らさないという大前提のもとで、ぜひやっていただきたいということを要望しておきたいと思っております。

次に、専門学校に対する補助なのですがけれども、都内に多くの私立専門学校がありまして、今は実践的な職業教育とか専門的な技術教育を行うことによりまして、東京の産業を支える人材の育成にも大きな役割を果たしていると思っております。

東京都は、その役割の大きさを重視して、職業教育の質の向上を図って、多くの専門人材を育成する教育の推進を図るため、昨年度、新たに私立専修学校職業実践専門課程推進補助を創設していただきました。私立専門学校にとって、とても重要な補助金であると考えますけれども、昨年度の実績見込みと本年度予算の状況を教えていただきたいと思っております。

○私学振興課長 それでは、お答えをさせていただきます。

私立専修学校職業実践専門課程推進補助について、平成30年度は2億円の予算を計上しておりましたが、最終的に102校から申請がありまして、執行額の見込みとしては1億9,100万余円となっております。

令和元年度予算においては、新たに職業実践専門課程に認定される学校もあることなどから、更なる規模増を見込んでおりまして、2億2,600万余円の予算を計上してございます。

○加藤委員 最後に、意見を言わせていただきたいのですが、先ほどの団体補助等の中で、私立学校安全対策促進事業費補助ということで、耐震補強工事等の経費の一部補助があったと思います。

今、公立学校につきましては、防災対策ということもありまして、体育館にエアコンの設置をすることがスタートする。事前に調べてくればよかったですけれども、そうした中で、私立学校の体育館にエアコンがどれだけ入っているかは承知していませんけれども、いざ災害が起こったときに、公立小中学校については避難所になる。いわゆる避難の長期化ということになりますと、そこを生徒さんが使えない。そうしたときに例えば連係プレーで、私立学校のところとの連携で教育ができるかどうかということも可能性としてあるかもしれない。そうしたことを考えると、私立学校に対してもそうした補助の仕組みを今後ぜひ考えていただきたいということをお願いしまして、質問並びに意見を終わりたいと思います。

○荒井会長 ありがとうございます。

ほかに御質問等がございましたらお願いします。

山田委員、お願いします。

○山田委員 都議会議員の山田でございます。私からは1点だけ御質問させていただきたいと思います。

子ども都民ファーストは、今回、御報告いただきました令和元年度予算に当たりまして、大変重要な問題意識を持って臨んだのが、国が消費増税とあわせてだと思えますけれども、幼保の無償化という対応をしていくと。ただ、どうしてもそれについては、国の制度だけではフォローされない層が出てきてしまうと思いますので、そういった層に対してもなるべく都独自の支援で対応していただきたいという点がまず1点ございました。

あとは、昨年、様々な災害であったり、暑さであったり、そういった点での対策というところで、もちろん公教育でできるところと、それとここの私学との間で、災害対策、暑さ対策でそういった公私間格差が出ないような補助を、できる限り頑張りたいという

点です。

そして、英語教育であったりICT環境の整備といった、より新時代に即した能力の拡充といったところの環境整備につきましても、公私間の格差が出ないように頑張っていたかといところを様々要望させていただきまして、そういった点を御考慮いただきまして、新しい、令和元年度の予算ができたものだと思っておりますし、これは大変意義深いことだと思っております。

今後更に、話す力であったりとかの英語の4技能化であったり、先ほども申し上げましたけれども、プログラミング教育の必修化とか、どんどん教育現場についてかかる期待というか現場への期待と、それに対する支援は非常に重要だと思っております。

そういった中で、新しい教育課題に対して、学校の先生方がどんどん能力を磨き上げていただいて、教員の教える力をしっかり拡充、向上していただきたいと考えているところなのです。

そういった点に対して、東京都として私学の方に対して、どのような考え方で支援をされていくのかを伺いたいと思います。

○私学振興課長 それでは、お答えをさせていただきます。

私立学校は、それぞれの建学の精神に基づき、個性的で特色ある教育を展開しております。今、お話のあった新たな教育テーマ等に対応した教員の指導力向上に向けた取組についても、各学校においてそれぞれの教育方針等に基づいて行われているものと認識してございます。

都としては、そうした私立学校の取組を支援するために、学校に対する基幹的補助である経常費補助を行っているところでございます。

また、東京都私学財団が主催、あるいは私学団体と共催で実施している教員の資質向上を目的とした研修、研究事業に対して補助を行う私立学校教育研究費補助であるとか、教員を海外研修に派遣する私立学校に対して、その経費の一部を補助する私立学校教員海外派遣研修事業費補助なども行っているところでございます。

○山田委員 ありがとうございます。

お話いただきましたように、まさしく私学の皆さんの建学の精神に即した教育方針のところかなと思うのですが、そうはいつでも公私間で著しい差が出てしまわないように、しっかりとその点を引き続き、東京都としましてもフォローいただければと思います。

以上でございます。

○荒井会長 ありがとうございます。

それでは、氏岡委員、お願いします。

○氏岡委員 御説明ありがとうございます。御質問が2点ございます。

1点目は、山田委員もおっしゃった、英語とICTが重要だというお話なのですが、特に気になりますのは、ICTの条件整備がどうなっているのかということで、もちろん公立もまだまだだということは国の政策課題でもありますけれども、私学の場合にはどうなっているのか、また、この予算で十分なのかどうか、お考えを伺いたいということです。

そして2点目ですが、「報告事項 資料1」の保護者負担軽減の9番ですが、これは国の制度の問題なのかもしれませんが、私立小中学校等の就学支援実証事業の執行率を見ますと3割に行っていない。これは非常にニーズが高い事業だと思うのですが、なぜこの執行率が低くなっているのか、また、今後どのように動いていくと受け取っておられるのかを御質問したいと思います。

以上でございます。

○私学振興課長 それでは、今の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、1つ目のICTの教育環境のところですが、各私立学校において、まさにそれぞれの教育方針に基づいてそれぞれの整備がされている状況であると認識してございます。そうした中で都といたしましては、私立学校ICT教育環境整備費補助ということで、児童生徒の学習への意欲や関心を高め学力を向上させるとともに、これからの時代に求められる情報活用能力を育成することを目的に補助を行っておりまして、こうした取組を通じて各私立学校の取組を支援していきたいと考えているところでございます。

2つ目の私立小中学校等の就学支援実証事業の執行率が悪くなっている状況等についてですが、この事業については国が平成29年度から開始した実証事業ということで、私立小中学校等に通う児童生徒の保護者の教育負担を軽減するために、年収400万円未満の世帯に負担軽減を行うとともに、私立選択の理由や家庭の経済状況などの実態把握のための調査を行う事業でございます。

実は平成30年度については、国が支給要件の見直しを行って、より厳格化するような対応を行ったということで、当初見込みより申請者が大幅に減ってしまって、残額が多く発生した状況でございます。基本的には国の実証事業の中でやっている事業でございますので、その中で都としての対応を行っていきたいと考えてございます。

○氏岡委員 ありがとうございます。

○荒井会長 ありがとうございます。

それでは、岩田委員、お願いします。

○岩田委員 質問を1つさせていただきます。

平成30年度の予算ですと、団体補助等のところの33番の私立学校教員海外派遣研修事業費補助も執行率が大変低い。平成31年度ですと34番で額を上げてやっていて、これは多分5教科に広げたとか、いろいろ条件を変えたということだと思いののですが、執行率が低いというところの分析をきちんとした上で、より使いやすい制度にしていく必要があるのではないかと思います。

他のところの執行率が低いものは、ある程度下げるとかそういうことをしていらっしゃるのですが、ここは上げている。私自身も多様な経験を持つ教員が増えてくることは必要なことだと思いののですが、ただ単にお金をつけて「どうぞ」と言うだけではだめであるということであれば、何かこの工夫なりお考えがとおりかどうかをお聞かせいただければと思います。

○私学振興課長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず、令和元年度の予算において、数字上、少し予算が増えているようになっているのですが、実際には事業費自体は変わっていないのですが、事業を実際にやっている私学財団の事務費の部分の見直しを行って、その分が少し増えている状況でございます。各学校に対する事業の予算としては変わらない状況でございます。

○岩田委員 5教科の条件も同じですか。

○私学振興課長 条件も同じのままにしております。

この事業については、昨年度も本審議会でいろいろ御意見をいただいたところではあります。昨年度は対象教科を5教科に拡大したというところで、改めてその事業周知を図っていったところであったのですが、結果としては利用される学校が少なかったということではあるのですが、ただ事業をやっている中で、例えば利用を検討している学校の中には、研修先を探すのが大変であったという声なんかもあったので、そのあたりは研修先情報の収集をして提供を行うとか、なるべくその学校にとって利用しやすい制度となるように、丁寧な対応を引き続き行っていきたいと考えてございます。

○岩田委員 これは期間とかは決まっていたのですか。

○私学振興課長 研修期間としては、原則として8週間程度という位置づけにござい

す。

○岩田委員 1年とかそういう長期ですとなかなか出しにくいというのがあるかもしれませんが、今のかなり厳しい教員の労働状況の中では、8週間程度でも出しにくいという声がありなのではないでしょうか。

○私学振興課長 そうですね。実際にそういう声もある中で、運用の中では少なくとも6週間程度以上の期間であればという運用は行っておりますので、そうした中で学校の声も聞きながら対応していきたいと考えております。

○岩田委員 ありがとうございます。

○荒井会長 ありがとうございます。

それでは、岩立委員、お願いします。

○岩立委員 先ほどの氏岡委員と関係することなのですが、これからはその利用実績のみで予算を立てることは難しくなってきた、エビデンスといったものがますます求められるように思いますので、9番の平成30年度の保護者負担軽減の実証事業はますます重視されてくるのではないかと思います。ここの利用実績が低いということにもかかわらず、今年度は1.2ということで増やしているのです。私は増やすのにすごく賛成で、非常に重要だと思っているのですが、いわゆる額を増やすだけではなくて、例えば事例でこういうことがありますとか、そういったものを広く周知していくことがないという使いにくいのではないかなと思っているのです。非常に重要で、増やすのであれば事例集であるといったものを考えて、広く周知していくことも大事かなと思っています。

国の事業でよくあると思うのですが、国の予算が厳格化されたというのは、今年も同じ条件だろうと思いますので、そのもとで増やしているということですので、ぜひ利用実績を高めるような周知方法を工夫していただきたいと思っています。

それから、もう一点あるのですが、私立幼稚園の自然体験の授業が皆減ということで大変な変化があったのですが、これは利用実績が6割にもかかわらず皆減ということはどういうことなのかを御説明いただきたいと思っています。

○私学振興課長 それでは、お答えをさせていただきます。

自然体験支援事業費補助についてでございますけれども、こちらについては、子供の生きる力を育むために自然環境を活用した幼児教育の取組を行う私立幼稚園に対して補助を行うというものでございましたが、もともとこれが都民提案を受けた単年度の事業であるという

位置づけであったことから、平成30年度の単年度の事業で終了したという状況になってございます。

○岩立委員 ありがとうございます。

○荒井会長 ありがとうございます。

ほかに御質問は。

それでは、あかねがくぼ委員、お願いします。

○あかねがくぼ委員 あかねがくぼでございます。

先ほども取り上げられておりました教員の海外派遣研修事業費補助等の執行率が低いというところなのですが、今、今後の次世代を担う人材を育成していくという観点で、グローバル人材の教育が非常に重要であることは論をまたないかと思いますが、一体として複数の事業が存在しているかと思えます。高等学校の留学推進補助ですとか、外国語指導助手の活用事業費補助、そして先ほどの教員海外派遣研修事業費補助等があると考えています。

こちらの中で、留学推進補助に関しましては非常に需要がございまして、100%を超えているというところがございます。

先ほどの教員の派遣というところは、海外に8週間行っただくというところでの事情、非常に多忙な中で先生が行かれるというのは困難であるという状況もあるかと思えます。そういう実情に配慮して事業内容を見直していただいたり、工夫をしていただければと思っております。

逆に、学生の留学に関する柔軟な予算の拡充等は望まれているということでもありますので、そちらもあわせて検討していただきたいと思いますが、見解をお伺いしたいと思います。

○私学振興課長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず、教員海外派遣研修事業費補助ですけれども、先ほどもお話がありましたが、これは教員を一定の要件を満たした海外研修に派遣した場合に、その経費の一部を補助するというものでございます。

担当教科の指導力向上のためには一定期間の学習は不可欠であるということで、研修の要件として、先ほどもお話しさせていただきましたが、原則8週間程度ということで定めているところです。

ただ実際、先ほどもお話しさせていただきましたけれども、もう少し期間を短くできないかという声もあって、学校長が十分効果が得られると判断するものであれば6週間程度も認

めるなど、弾力的な運用を図ってきているところでございます。

今後も引き続き、そうした現場の実情に配慮した事業内容となるように、事業実施に当たっては様々な工夫をしてみたいと考えております。

また、私立高等学校海外留学推進補助のほうは、私立高等学校が行う留学に参加する生徒に対して、一定の基準により参加費用の一部を補助するというものです。

これについては年々実績が拡大しているというところで、今年度の予算については前年度比で6,000万円増の5億6,000万余円を計上しているところでございます。

未来の東京を担うグローバル人材の育成が非常に重要なものであると考えておまして、これら一連の事業については、現場の実情、事業実績等も踏まえた対応を今後も引き続き検討してみたいと考えております。

○あかねがくぼ委員 ありがとうございます。

ぜひ柔軟に対応いただければと思います。ありがとうございます。

○荒井会長 それでは、まず、川松委員、お願いします。

○川松委員 幾つか質問というよりも意見になるかもしれませんが、今の御報告を聞いていてもわかるように、東京都は通信制の学校に対しての補助をされるということで、大きな決断をされたわけであります。

ただ、このことについて私が否定するわけではないですけれども、学校教育法に基づいて通信教育の学校の規定ができたのが昭和30年代の文部省令で出てきています。当時は通信制や定時制というものは、勤労青少年のためにつくられていたと認識しております。何を言いたいかという、そのときの学校を認めたときと今では、通信環境は大きく異なるわけです。サポート校は学校ではないという判断であれば、同じ一条校としての通常の学校と通信制の学校を比較したときのかかる学校の経費というのは、どう考えても大きな差が出てきてしまう。

片や、校舎がしっかりと規定のもとにあって、先生もおられて、そのほかの設備もあるものと、通信のシステムで、学校ももちろん通うケースもありますけれども、様々なことがあるわけです。これをこのまま一緒に考えていっていいものかというのが私の疑問点であります。

先ほどからもお話が出ているように、2020年は教育改革元年と言われている中において、私学部の皆様方におかれましても、いろいろな多様性があるのはわかるのですが、それぞれ

の授業料だけを見たら、その値段もそれぞれの私立学校で上から下までいろいろな学校があることと同様に、学校の種類もこれからもたくさん出てくると思います。

もちろん会社設立の学校もある中で、ここにおられる皆さん方や私学部の皆さん方は、何が違うかというのがよくわかっていると思うのですが、片や、街に出たときに、その学校を選んでいこうという生徒さんや保護者の皆さん方が、同じ高校としてのその差の違いを余り理解されていないのではないかと思います。それがわかった上で、一人一人が学校を選択されて、私学の建学の精神に基づいてここに行こうということであるならばいいのですが、表面的な広告で選ぶとか、費用で選ぶとか、雰囲気を選ぶみたいなことになりますと、これが根本的な問題として生徒さんの未来が心配になってしまうと思いますので、選ぶ生徒さんたちに対しての学校のあり方というのをもっとPRしていただきたいというのが一点です。

今のこの報告で平成30年度も平成31年度も出ていますが、経常費だったり保護者負担軽減だったり団体補助という名目で出ていますけれども、これは歴史的経緯でこういう分け方をされていると思いますが、これは一概に言えば全て保護者負担軽減なのです。団体補助で各学校法人なんかに入っているから、これは学校に入っていて保護者負担軽減ではないという意見もありますけれども、冷静に考えて、こういう補助がなければ授業料やそのほかの様々な費用に、実は保護者への負担にかかってきますという説明が私学部からまだまだ足りないのではないかなという認識をしています。

これは項目自体、全てを保護者負担軽減という項目の中において、学校の経常費補助なんかも入れてもいいのではないかと考えているぐらいで、ここも含めてなぜこういう項目が私学助成として出ているのかということ、私学部の皆さん方にはPRしていただきたいということと同時に、このことは特に通信制の学校とサポート校のあり方などを考えると、東京都に生徒さんが多いあるいは東京都に通われる生徒さんが多い状況においては、受け身の姿勢ではなくて文部科学省の私学部の皆さん方とも積極的な意見交換をしていただいて、制度をつくっていく、あるいは多くの人に広げていくという努力をしていただきたいということをこの審議会場で要望させていただきます。よろしくお願いいたします。

○私学部長 私学部長でございます。

今、大きなお話を頂戴いたしましたので、私から若干お話しさせていただきますが、通信制ですとか定時制の学校は、まだ戦後間もないころに学校に通えない勤労学生、勤労生徒ですとか、そういう方々に教育の場を与えるということで定時制ができたり通信制ができた

いう中で、特に通信制については制度の設立当初と、現状やられていることが大分乖離しているということについては私学部としても認識しているところでございます。

また、広い意味で保護者負担の軽減と。経常費補助の目的の中には、学校経営の安定とか保護者負担の軽減も目的に入っておりますし、広い意味で経常費補助なんかも保護者負担軽減の一環なのだという御指摘も確かに御指摘のとおりかと思えます。

PRが足りないということにつきましては、本日様々にいろいろなお話を伺ったことも踏まえた上で、今後も都民あるいは生徒や保護者に十分伝わるように努力をしていきたいと考えております。

○荒井会長 どうぞ。

○川松委員 私は通信制そのものを否定しているわけではなくて、海外の事例を見ている、大学などでもこれが当たり前になっているような部分もあるわけです。

ただ、それをなぜ今、ネットワーク環境が充実していてインターネットを通じながら授業ができるのかということと、広く教育というと、一般の人たちはみんな一緒だと思うのですが、改めて大学の認可権を国が持っている、高等学校以下は都道府県が持っているということも含めて、全体の北海道から沖縄までの中の首都東京の教育のあり方を考えるときに、もっと多くの皆さん方にいろいろな学校の違いというのをお伝えしていただきたいなということでもありますので、よろしく願いいたします。

○荒井会長 ありがとうございます。

時間の制約もありますので、この時点で御質問等をされたい方は挙手をお願いします。

それでは、以上のお三方でよろしいでしょうか。

それでは、最初に吉田委員からお願いします。

○吉田委員 ありがとうございます。吉田でございます。

私学の立場といたしまして、まずもって党派を超えて都議会の先生方には御理解をいただきまして、ありがとうございます。

今まで御質問がありましたことで、私立学校の立場で若干補足させていただきますと、まず教員の派遣研修につきましては、実は我々は、公立学校の英語科、外国語科教員が行われているということを知り、先生方をお願いをしてつけていただいたものですが、今のグローバル化の社会の中において、英語を話せる、それから書けるという4技能、S&Wが追加されて今は4技能と言われているわけですが、英語科の教員にとってこれは現状の教育課程の中

でも当たり前のごとでございませう。そういう意味では、英語科の教員だけでは意味がないということ。

それからもう一つは、学校全体に理解をしてもらわないと、教員を8週間という期間で出すことに伴いまして、公立学校の場合は教育委員会のもとにある200校近い高等学校の中での100名の教員なら100名の教員ということになるわけですが、1校単位に考えたときに、この1校の1人の先生が8週間出ていくことに関しては、非常に難しい問題があることも事実でございませう。

ただ、うちの場合ですと夏休みを利用して、そして授業に関しては2週間ぐらいかぶるようになる形になると思ひますけれども、その部分においては教科の先生方が協力してカバーすることができる学校ですから派遣をすることができる。それも英語科だけでなく主要5教科に広がったことによりまして、先生方のグローバルな視野が広がるということで、非常に使い勝手のいい形になったわけですが、夏休みがもしなかった場合とかを考えたときに、教員を8週間出すときの代替教員その他のことを考えると、公立のようなことができない。

更には、本当は1年間丸々出したい、2年丸々出したいという希望もございませう。ただ、そうなった場合にその間の教員の手だて、その派遣の費用とかを考えたときに非常に難しくなるということがありまして、今はこの形をやっているわけですが、それぞれの学校に今、お願いをして、せつかく先生方につけていただいた予算ですので、これを拡充していこうということでは広めている最中ではございませう。

それから、支援金のことなのですが、これは平成29年度に中学校、小学校に対しての支援実証事業をようやく始められたわけですが、これは高等教育の無償化、幼稚園の無償化という今度の法案のことがありませうけれども、何しろ私立の小中だけは義務教育ということで全くそういった支援がございませうでした。

そういう中で平成29年度にようやく実証事業ということで、所得400万円以下の生徒1人に対して10万円を補助する、支援するという形で行われたわけですが、今までの調査等で、400万円以下の所得の方が全国の小中学校で1万2,000人ぐらいだろうということではあったところなのですが、実際の初年度の応募が2万2,000人ぐらひおりました。ふたをあけてみてびっくりという状態で、文科省が初めてそれぞれの方の所得その他を全部調べましたところ、10名以上の方が本来の給与所得は1,000万円以上ある。ただ、自分でアパート経営をしてい

てそれが失敗したからということで所得が300万円しかないとか、税制の問題でいろいろな間違いがありまして、そういうことも含めて資産とかいろいろな条件を平成30年度には課したわけです。そうしましたら、突然、実は8,000人しかいなくなったと。

そして、今度の令和元年度の予算につきましても、当初、この8,000人ということから8億ということにされたわけですがけれども、それを何とか今、額を上げるとか、400万円を少し上げるとか、実証事業なものですから、調査するという意味で何か工夫ができないかということで、何とか今は10億までは上げていただいたということになっているのです。

これに関しては国のほうでの支援事業であることから、東京都では何もできない。東京都は予算立てしても使えないのが実態だということをお理解いただきたいと思います。

それから、通信制のことにつきましても我々は、同席しております近藤先生が全国の私立学校審議会の会長として、15年以上、通信制教育の課程のあり方というもの訴え続けてきていたわけですがけれども、一昨年、三重県のウイツ青山という学校の通信制の問題が起きた。

これは高校を卒業していた人に、実際は通信に行っている形にして支援金をもらったり、教育課程自体が修学旅行とってユニバーサルスタジオに行っておつりをもらったら数学の授業であるというような、めちゃくちゃなことがあったわけですがけれども、それで初めて文科省が動きまして調査を始めました。

一方で、今は全日型、通学型といったような通信の課程、つまり通信の課程というのは、今はインターネット等の環境を使いますと、スクーリングというか対面型の授業が5日間だけで済むのです。これを利用して通学型ということで5日間だけ高等学校の進級、卒業のための授業をやり、それ以外は予備校の先生で、要は予備校に通う形をとって、通信制高校であるという大学進学実績等もつくって、700人だった学校が1万人を超しているような学校も今はございます。

それによって東京都でも中学校3年生の卒業生のうち、今春、4,000人が通信制の高校に行きました。それだけ通信制の通学型というもの。我々から言えば、社会性をしっかり身につける、人となりを育てる教育も中等教育の大きな目的であると思いますが、それが自分たちのやりたいことだけで進学だけでできればいいという方向に移っていることに危惧しているところでございます。

それにつきましては東京都私学部も大変御理解いただいています、御心配いただい

るところも事実でございます。

そういったようにいろいろな問題が今、あるわけですが、我々としてはこの少子高齢化の時代によりよき社会に出ていく、しっかりとした心を持った子供を育てて、その方たちがグローバル化の社会の中で活躍できるようにやっていきたいと考えておりますので、今後とも先生方皆さんの御協力をお願いしたいと思っております。

長くなりましたが、ありがとうございました。

○荒井会長 ありがとうございました。

それでは、あとお二人ですね。

それでは、里吉委員、お願いします。

○里吉委員 お伺いしたいことが3点あります。

1つ目は、先ほどお話があった授業料の無償化で、私立高校に大変通いやすくなったと思うのですが、入学金は貸し付けしかないということで、この資料の13番に入学支度金貸付利子補給という項目がありまして、平成30年度ですと82.7%の執行率なのですが、今年度は予算が増えているのです。これはどういった理由でそうなっているのか、利用される方が増えると予想されているのか、その点をまず1点だけお伺いしたいのです。借りている人数は増えているという理解で、平成30年度は執行率が低かったのですが、金額は今度は増やしています。13番です。増減率が45.6%となっているのですが、これは何か低所得の方が増えるからということなのか、理由がわかればお伺いしておきたいのです。

○私学振興課長 これも、先ほどに少し御説明させていただいた私学財団でやっているのですが、その事務費の部分が増えたというところでの増という数字になっていますが、事業費自体は変わらないという状況です。

○里吉委員 わかりました。ありがとうございました。

それでは、2つ目なのですが、私学というのは建学の精神に基づいてそれぞれが独自の教育をさせていただいているという点、それから、公教育を担っていただいているという点で、私たちがきちんと支えて子供たちの教育に本当に責任を持っていただいているとは思っているのですが、最近、ある私立の高校で教員が大量に雇いどめになったというニュースがあって、話題になりました。

このことについては、私は実は都議会の中でもかつて取り上げたことがありまして、都内の私立の先生たちの中で、専任の先生ですとか常勤の先生、それから非常勤の先生がどうい

う割合でいらっしゃるか、その当時は把握していなかったのですけれども、現在、把握していらっしゃるのかどうかをお伺いしたいのですけれども、いかがでしょうか。

○私学振興課長 お答えをさせていただきます。

教員数など、学校教育行政に必要な基本事項は調査しておりますが、雇用形態までは調査はしておりません。各私立学校がその教育活動を実現するための教員の雇用のあり方については、それぞれの学校が判断すべきものであると認識してございます。

○里吉委員 私立の学校の、今、おっしゃったことは、前に私が議会で取り上げたときと一緒にだと思うのですけれども、非常勤の先生は時間で来たりしているので何人というのが多分わかると思うのですけれども、正規で雇われている先生と年契約で雇われている先生は同じように毎日のように学校にいらしているので、生徒とか保護者から見てもその先生が正規の先生なのか、年契約で雇われている先生なのかというのはわからないと思うのです。この割合が結構そのときによって増減して、ニュースになったところでは結構ごそっと一遍にいなくなったということでニュースになったと思うのですけれども、教員1人当たり幾らということで私学のほうの補助金が出ているのですけれども、それは年契約であろうと正規であろうと関係のない形で出ているのです。

本当はきちんと正規で先生を雇えたほうが私学の皆さんはいいのではないかと私は思っております、正規の先生が沢山いらっしゃるところには例えば補助金をもっと増やすだとか、何か応援する形で私学の建学の精神を伝えるためには、その学校で10年、20年、教員として働いていただける先生を増やしたほうがいいのではないかなと私は思っております、何かそういう手だてがとれないのかなと。

一方で、都立の高校ですと先生はくるくる替わるわけです。私は都立なのですけれども、自分の卒業した学校に行っても、先生が半分ぐらい入れ替わってしまっていて知っている先生がいなくて、そういうふうになるわけなのですけれども、私立はずっとその先生がいてくださるということで、その校風もつくっているし、先生がずっといることも私学の魅力の一つではないかなと思っております。今日はぜひ御検討していただきたいという要望だけにしておきますけれども、それはぜひ御検討していただきたいということで要望させていただきます。

最後に、これは先ほどお話がありましたけれども、私も私立学校の体育館のエアコンについてお伺いしたいと思うのです。

今回、都立の高校の体育館のエアコン設置が進められるということで、私立学校の中にも区市町村の避難場所に指定されている場所があるのではないかと思います。私の地元の世田谷区を調べてみました。そうしましたらいろいろありまして、予備避難所という形で、普通の小中学校がいっぱいになってしまっていて、それでももっと避難者が出てきた場合には、協定を結んでそちらへ避難していただく。それから、母子避難所とあって、赤ちゃんとお母さんが避難する避難所として、私立の高校、女子校が多いですが、避難場所として指定していることがわかりました。

そういうところにエアコンを設置しているかどうか把握しているかと世田谷区に聞いたのですが、そこまではまだ把握していないということだったのですが、ついているところとついていないところがあるのは承知しているというお話だったのです。

そこで確認したいのですが、例えば私立の学校が新たに体育館にエアコンを設置する場合、またはリースで設置する場合、今は何かの補助があるのか。

それから、現在設置しているものに対してのランニングコストについてはどういう対応になっているのかをお伺いしたいと思います。

○私学振興課長 お答えをさせていただきます。

現在、私立学校の校舎、体育館等の施設について、新たに空調設備を設置する場合の補助制度はございません。リースで設置する場合についても同様でございます。

それから、現在設置されている空調設備の光熱水費であるとか修繕費等のランニングコストについては、経常費補助において措置をしている状況でございます。

○里吉委員 ありがとうございます。

先ほどもお話がありましたけれども、これも今後、検討する必要があると思いますので、検討していただくよう御要望をして終わります。

○吉田委員 今の関連で一言よろしいでしょうか。

○荒井会長 それでは、吉田委員。

○吉田委員 先生の御質問の中で最初のほうの教員の話なのですが、今のお話でいくと正規雇用でない教員が多いような感覚があるのですが、全くそんなことはなくて、我々のところなんかではあんなことは本当にあり得ないことだと思っています。ぜひ誤解のないように、あれは特殊なケースであることを御理解いただきたいと思っています。

○里吉委員 いいですか。

○荒井会長 どうぞ。

○里吉委員 そんなに多くないのです。ただ、あれは多分特殊な例だと思います。愛知県がやっているのは、正規ではない先生が1割を超えると助成金を少し削減するみたいな、減点方式で正規の先生が必ず9割以上いていただくようなやり方をしていると聞いたことがあるのです。

それぐらいなのですけれども、実は私学だけではなくて、ここで言う話ではないのですけれども、公立の学校も実は今、年契約の先生がすごく増えていて、それは公立の学校でも大問題だと私は思っているのです。

担任の先生が次の年にいなくなってしまうことが実際に公立の小中学校でもありまして、そのことについても私は問題だと思っています。私学も少子化の中で、正規の先生がどんどんね、きちんとずっといていただくのに、もしこういう状況がどこの学校でも9割を超えて、普通は当たり前にいるはずなのですけれども、置くのが大変だということであれば、きちんと正規の先生を置いている学校は応援するという形で、マイナスではなくてプラスで正規の先生をたくさん置いている学校を応援する形ができればいいなということです。

今、決してそんなに減っているという認識ではありません。言葉足らずで済みません。本当はもっといろいろお話ししたいことがあったのですけれども、時間が少ないので遠慮してしまいました。ぜひどこかでそういう議論を、本当は私学の経営者の皆さんともお話をさせていただきたいのですけれども、そういう意味では私学を応援したいということで、決して少ないとは思っておりません。申しわけございません。よろしく願いいたします。

○荒井会長 ありがとうございます。

それでは、時間の関係上最後になりますが、岩立委員、お願いします。

○岩立委員 先ほどのあかねがくぼ委員と吉田委員の御意見に関連して、一言意見を述べさせていただきます。

グローバル化が急速に広がる中、教員の海外派遣というのは非常に重要だと思っております。ただ、吉田委員の意見を聞きますと、担任が8週間不在になるのは非常に困難であるということも理解いたしました。

これからたくさんの方策を考えていただけるということで期待しているのですけれども、その際に、この事業をもう少し柔軟に使えるような短期交流プログラムであるとか、モデルプログラムを幾つかお考えになって、そういった事例を周知してほしいなと思っています。

大学でも学会でもそういう若者をつなぐ活動をしているので、もう少し具体的に提携校はこういうふうを探すとか、このような工夫でこのように派遣したとか、そういったことがわからないと敷居が高いと思いますので、具体的にいざなうようなモデルプログラムなどを周知していただければいいのではないかと思います。

以上です。

○荒井会長 ありがとうございます。

そろそろ時間が迫っておりますので、このあたりで報告事項の質疑を終わらせていただきたいと思います。

今回、各委員に様々な意見をいただきました。都におかれましても、私立学校の振興に今後取り組んでもらうよう、私からもお願いいたします。

以上で、本日の議事内容は終わりました。

先ほど、審議いただきました知事からの諮問事項に対する答申書が、今、準備されていると思います。私からお渡しすることにいたします。事務局は答申書の配付をお願いいたします。

(答申書の写し配付)

○荒井会長 ただいま答申書の写しをお手元にお配りしました。

令和元年5月21日

東京都知事

小池百合子様

東京都私立学校助成審議会

会長 荒井 文昭

令和元年度私立学校経常費補助金の配分について（答申）

令和元年5月7日付31生私振第248号により諮問のあった令和元年度私立学校経常費補助金の配分について、下記のとおり答申する。

記

知事の諮問のとおり配分することが適当である。

(会長より局長へ答申書の手交)

○局長 ありがとうございます。

○荒井会長 ここで、浜生活文化局長から御挨拶がございます。

○局長 ただいま、令和元年度の私立学校経常費補助金につきまして、御答申をいただきました。

皆様方には、お忙しい中、長時間にわたりまして熱心な御審議を賜りまして、まことにありがとうございました。

ただいまいただきました答申に基づきまして、私立学校教育の振興に向けまして適切な執行に努めてまいります。

また、本日、賜りましたその他様々な御意見につきましても、十分に受けとめまして職務に邁進してまいります。

荒井会長を初め、委員の皆様方には、今後とも、東京都の私学行政に対しまして格別の御協力を賜りますよう、改めてお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

○荒井会長 どうもありがとうございました。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。委員の皆様におかれましては長時間にわたり御審議いただき、大変お疲れさまでした。

なお、議事録の取り扱いにつきましては、私と会長代理に御一任いただきたいと思います。

これで、本日の審議会を終わります。

午後 4 時56分閉会